

## 2-19

## 高齢者住宅に入居したいとき（サービス付き高齢者向け住宅）

サービス付き高齢者向け住宅（通称「サ高住」）とは、安否確認や生活相談サービスの提供が受けられる、バリアフリー対応などがされた賃貸住宅です（高齢者居住5）。

申込書類	入居申込書等
添付書類	入居希望先の運営事業者へ確認
申込者	本人（後見人等）
申込先	入居希望先の運営事業者
申込時期	入居を希望するとき
申込費用	なし

## POINT

## ■入居条件

60歳以上の高齢者又は要支援・要介護認定を受けている方が対象です。

## ■提供されるサービス

安否確認と生活相談サービスの提供が必須となっており、日中は職員が常駐しています。食事の提供・掃除・洗濯などの生活支援サービスは運営事業者によって異なりますが（国土交通省・厚生労働省関係高齢

者の居住の安定確保に関する法律施行規則5)、実際には多くのサ高住で食事の提供が行われています。また介護保険による特定施設入居者生活介護の指定を受けているサ高住では住宅内での介護サービスを利用することができますが(介保8⑩)、こちらはあまり多くありません。

## ■費用

家賃、共益費、光熱費の他、生活相談サービス費がかかることもあり、また生活支援サービスを受ける場合にはその費用がかかります。賃貸借契約のため多くのサ高住では入居時に敷金・礼金が必要となります。

## アドバイス

一般的な有料老人ホームとの最も大きな違いは、契約形態にあり、サ高住の場合は、住宅部分については賃貸借契約を結ぶとともに、生活支援サービス等を利用する場合は別途利用契約を締結します。一方で有料老人ホームの場合は、多くが利用権方式を採用しており、介護サービスなどを受ける権利を含めた施設を利用する権利が保障されるという契約形態です。

サ高住はあくまでも住まいであるため、基本的に暮らしの自由度が高いというメリットがありますが、反面、運営事業者によって受けられるサービスにばらつきが大きく、介護を必要とする場合は外部事業者の介護サービスを利用することになるため、自分自身の暮らしに合ったサービスが受けられるか入居を検討する際にしっかり確認する必要があります。

## コラム

## 身元保証人と後見人等

本人が施設へ入所する際、施設から身元保証人（身元引受人）を求められることがあります。身元保証人について法律上の定義はありませんので、どのような義務を負担するのかについては施設との契約書等によって確認すべきこととなりますが、一般的には、①利用料の支払及びその保証、②医療措置（手術・予防接種等）が必要となった場合の医療同意、③本人が亡くなった場合の遺体の引取りや、部屋の退去手続などが求められています。

施設側の立場からすると身元保証人を求める気持ちはわからなくはないですが、身元保証人となってくれる親族がいない、又は親族がいても引き受けてくれないときもあり、その場合後見人等に対して身元保証人となるよう要請してくることがあります。しかし、後見人等は身元保証人を引き受けることはできません。なぜならば①については、後見人等は本人の財産管理を行う代理人ですので利用料の支払は本来の職務内容ですが、仮に保証人として負担した場合は本人に対して求償権が生じ、本人と後見人等との間で利益が相反する関係になってしまいます。②については、そもそも後見人等には医療同意権がありません。③については、本人が死亡した時点で後見人等の職務は終了するため、権限がありません。

したがって、後見人等が施設から身元保証人となるよう要請されたときは、職務上身元保証人とはなれないことを説明し理解を得ることが必要です。それでも身元保証人が必要な場合は、後見人等に不適當な契約書上の条項は削除するなどして、職務として対応できる範囲に限定することを明記して対応をしていくしかありません。

そもそも身元保証人がいなければ絶対施設に入所できないとは限らないので、身元保証人を立てずに入所させてもらうよう、施設側と粘り強く交渉しましょう。

参考として平成28年3月7日の厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において「身元保証人等がないことだけを理由に入所・入院を拒むことは不適切な取扱いである」ことが確認されています（前掲会議資料【高齢者支援】1. (9)介護保険施設における身元保証人等の取扱いについて）。

## 3-6

## 福祉サービスの費用負担を軽減したいとき

福祉サービスの費用負担は、基本的には利用者の所得に応じて上限月額が設定されています。

申請書類	(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 療養介護医療費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書 * 障害福祉サービス利用申込書と兼用
添付書類	収入申告書等 * 障害福祉サービス利用申込時に
申請者	本人(後見人等)
申請先	市区町村の障害福祉担当窓口
申請時期	障害福祉サービスの利用申込みと同時
申請費用	なし

## POINT

## ■障害者の負担上限月額

障害福祉サービスの利用者負担は原則1割ですが、所得に応じた負担上限月額(後掲【参考】参照)が設定されています(障害者支援令17)。よって、支給決定を受けた範囲内の利用であれば、利用したサービスの量にかかわらず上限月額以上の負担は生じません。

### ■補装具の費用負担

上記負担上限月額とは別に負担上限額や基準額が定められているので（障害者支援令43の2・43の3）、市区町村の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

### ■住民税非課税世帯のその他の負担軽減制度

デイサービスやショートステイの食費負担額の減額や、施設入所者の食費や水道光熱費の実費負担の上限額の設定もあります。また、グループホーム利用者への家賃補助の制度もあります（障害者支援令20～21の3）。

### ■高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービスと介護保険サービスの合算還付、同一世帯に障害福祉サービス等の利用者が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が基準額を超えた場合に、償還払いの方法で支給されます（障害者支援令43の4～43の6）。

### アドバイス

障害福祉サービスの費用負担は、上記のとおりいろいろな軽減措置があり、わかりにくくなっています。市区町村によって異なる部分も多く、また介護サービス費や医療費と関連することもあるので、利用できる制度について市区町村の障害福祉担当窓口で相談してください。

また、負担上限月額をはじめ各種減免制度は、その多くが住民税非課税世帯が対象です。不動産の売却等で一時所得があった場合（本人以外であっても同一世帯であれば）、当然ですが翌年の負担額に影響が出るので注意が必要です。

**【参考】 障害者の負担上限月額（平成29年度）**

区 分	障害福祉サービスの 上限額	入所施設、グルー プホーム等利用者 の上限額
生活保護	0円	0円
低所得（住民税非課税）	0円	0円
一般1（住民税課税世帯 所得 割16万円未満）	9,300円	37,200円
一般2（上記以外）	37,200円	37,200円

## 8-2

## 後見人等の変更が必要だと思われるとき

本人や後見人等の事情により後見人等が辞任する場合、後見人等の死亡や欠格事由により後見人等に欠員が生じた場合、後見人等の追加が必要となった場合には辞任許可及び選任（追加選任）の審判を申し立てることができます。

また、後見人等間で権限分掌が必要となった場合は、家庭裁判所は職権で権限分掌の審判を行います。

申立書類	① 成年後見人・保佐人・補助人辞任許可審判申立書 ② 成年後見人・保佐人・補助人選任審判申立書 ③ 権限行使の定めの上申書
添付書類	①②③ 辞任・選任申立て、権限分掌の上申を必要とする事情に関する資料 ② 後見人等候補者の住民票
申立人	① 後見人等（民844・876の2②・876の7②） ② 本人、その親族その他の利害関係人若しくは後見人等又は裁判所（民843②③・876の2②・876の7②） ③ 後見人等（民859の2・876の5②・876の10①）
申立先	後見等開始の審判をした家庭裁判所（家事117②・別表1③④⑩・128②・別表1②③②・136②・別表1④④①）
申立時期	辞任・選任・権限分掌が必要となったとき
申立費用	①② 申立手数料（収入印紙） 800円（民訴費3①・別表1⑤） ① 登記嘱託手数料（収入印紙）1,400円（登記令15①三） ①②③ 予納郵便切手（管轄裁判所の定めによります。）



## POINT

## ■申立て等を必要とするケース

申立て等を必要とするケースは次のとおりです。

## ① 後見人等が辞任するケース

後見人等は、本人の権利や財産を守るために、家庭裁判所から適任者と認められて選任されていますので、正当な事由なく、自らの都合で自由に辞任することはできません。辞任するには、家庭裁判所に対して、辞任の申立てを行い、辞任を許可されなければなりません（民844・876の2②・876の7②）。

後見人等の健康上の理由や、仕事や家庭の事情で本人の居所から遠隔地になった場合や、専門職後見人等が親族と複数後見人等で後見業務を行っていたが、親族が単独で後見業務を行っても特に問題がないといったケースで専門職後見人等が辞任を申し立てることができます。

## ② 後見人等を選任するケース

後見人等が辞する場合、後見人等選任申立てを同時に行うこともできます（民845・876の2②・876の7②）。

## ③ 権限分掌を定めるケース

後見人等が複数名あるときは、家庭裁判所は職権で権限分掌を定めることができます。例えば、財産管理は専門職、身上監護は親族というように、役割分担をすることも可能です（民859の2①・876の5②・876の10①）。

## コラム

## 後見事務に対する不満

後見人等の事務について不満を持った親族等から、家庭裁判所に対して後見人等の解任申立てがなされることがあります。ただし、解任の申立てをしても、横領や背任行為、本人に対して後見業務を行わない等、解任事由に相当するものがなければ、却下されます（民846・876の2②・876の7②）。単に後見人等の行為が気に入らないというだけでは認められません。しかし、後見人等からその親族に対して、後見事務について十分に説明し、理解を得られるように努力することは必要だと思います。

## 8-3

## 本人宛郵便物を成年後見人に回送するとき

平成28年10月13日から「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、家庭裁判所にて一定の手続を行うことにより、本人宛郵便物について、成年後見人の住所又は事務所所在地へ回送してもらうことができるようになりました。

申立書類	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立書 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の取消し・変更申立書
添付書類	本人と成年後見人の住民票 陳述聴取報告書、陳述書又は上申書 成年後見監督人の同意書（成年後見監督人が選任されている場合）
申立人	成年後見人
申立先	後見開始の審判をした家庭裁判所（家事117②・別表1⑫⑬）
申立時期	郵便物回送が必要となった時期又は必要がなくなった時期
申立費用	申立手数料（収入印紙）800円（民訴費3①・別表1⑮） 予納郵便切手（管轄裁判所の定めによります。）

## POINT

## ■郵便物等の回送嘱託

## 1 郵便物等の回送嘱託の申立て

後見事務を行うに当たり、本人宛郵便物を成年後見人の住所又は事務所所在地に直接送付を受けた方が円滑な後見事務を行うことが期待

できる場合に、本人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立てを行います（民860の2①）。

## 2 郵便物等の回送嘱託の変更申立て

郵便物回送の開始後に成年後見人の住所が変更したことにより回送する先が変更となった場合や、本人の住所が変更となった場合は、本人に宛てた郵便物等の回送嘱託の変更申立てを行います（民860の2③）。

## 3 郵便物等の回送嘱託の取消申立て

成年後見人が本人と同居したり、成年後見人が辞任して回送不要となった場合は、本人に宛てた郵便物等の回送嘱託の取消申立てを行います（民860の2③）。

### アドバイス

郵便物等の回送嘱託の申立ては成年後見人のみが可能であり、保佐人や補助人、任意後見人は当該申立てをすることができません（民860の2①）。

回送嘱託の審判は、申立人（成年後見人）が審判書謄本を受領して2週間が経過すると確定します（家事74②ただし書・86①・123①八）。審判確定後、家庭裁判所から信書送達事業者（集配郵便局等）に回送を嘱託します。よって回送を希望する場合は、その日数を考慮に入れて申立てをすることが必要です。

本人の住所・居所の近くの最寄りの郵便局が集配を取り扱っているとは限らないので、集配をする郵便局を事前に確認する必要があります。

郵便物等の回送嘱託は、申立てより6か月が経過しましたら、回送を引き続き希望する場合、再度申立てが必要です（民860の2②）。

なお、書式については、各家庭裁判所のホームページ若しくは最高裁のホームページに掲載されています。